

重要事項説明

埋蔵文化財の取扱い（試掘調査・発掘調査）について

白岡市教育委員会

「周知の埋蔵文化財包蔵地」（＝遺跡）の範囲は、地表に散布している土器や石器から推定した範囲に過ぎないため、拡大することも縮小することもあります。遺跡内で建物の建築や農地改良など土木事業を行う場合は、原則として事前に該当場所での遺跡の有無を確認させていただき、必要に応じて適切な保護のための措置をとらせていただきます。

1 埋蔵文化財の取扱いの手順

- ①別にお渡しした「埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて（照会）」・「埋蔵文化財発掘の届出について」をご提出いただきます。
- ②それを受けて、教育委員会が遺跡有無確認のための調査＝試掘調査（次項2参照）を行います。※例外については下記囲み参照
- ③必要があれば、さらに発掘調査（次項3参照）を行います。
- ④②で遺跡が確認されなかった、あるいは③で発掘調査などが済んだ後は、当初の開発事業を進めていただくことができます。

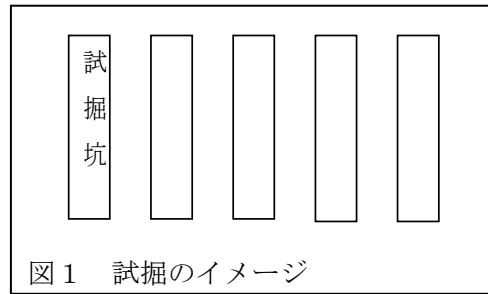
※地面への影響が明らかに軽微な工事（仮設小屋、囲柵、簡易駐車場、既存建物と同位置・同基礎構造の家屋建替など）は試掘を行わず、工事の際の職員立会とすることがありますが、案件ごとに判断します。

2 試掘調査について

- 1 試掘調査の方法は、バックホウ（ショベルカー）などの重機で、当該地に試掘坑を掘削する方法が一般的です（人力の場合もあります）。費用は教育委員会が負担します。
- 2 試掘坑は、原則として建築物など土木工事予定箇所に、筋状に数条掘削します（図1）。試掘坑の数や設置位置は、土地の形状や広さにより異なります。
注1 試掘坑の数が少ないと、遺跡の有無が正確に把握できないため、事前に障害物（建築物、樹木、埋設管）の除去をお願いします。
注2 試掘坑は、遺跡の存在する地層（関東ローム層）まで掘り下げます。深さは数十センチ～1 m以上と地域によって異なります。

注3 試掘坑の掘削で予定建築物等に支障がある場合は、必ず事前にお伝えください。

3 試掘調査は、前項**注1**の条件が整っていれば、冒頭書類のご提出後、約2週間以内に実施できます。



4 試掘調査に要する日数は、面積にもよりますが1日～数日以内です。

5 調査にあたっては、境界杭や埋設管等のトラブル防止のため、事前に建築物範囲の目印を設けていただくか、当日事業主もしくは代理人の方の立会をお願いいたします（調査全工程でなくても結構です）。

6 調査結果については、調査終了後すみやかに口頭でお伝えし、後日文書にて正式に回答いたします。

7 試掘調査後は、掘削に使用した重機で転圧しながら埋め戻します。調査地が良質な農地の場合、地表面の圧縮が生じることがあります（地盤沈下ではありません）。

8 試掘調査で遺跡が確認されなかった場合は、取扱い終了となります。遺跡が確認された場合の取扱いは、**3 発掘調査**のとおりとなります。

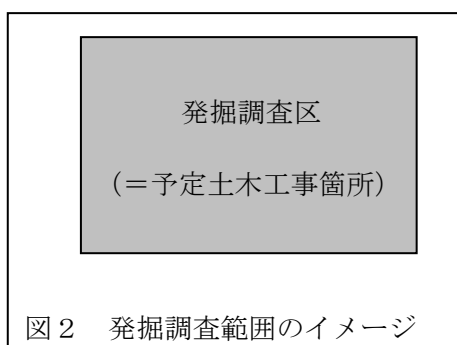
3 発掘調査（本調査）について

- 1 試掘調査の結果、遺跡＝住居跡などの「遺構」、土器片などの「遺物」が確認された場合、本調査（発掘調査）を行わなければなりません。ただし例外があります。

発掘調査を行わない例（埼玉県の基準）

- ①予定土木工事による掘削深度等と遺跡との間に「保護層」が保たれる場合（埼玉県基準では厚さ 30cm 以上）
- ②一時的な工作物、軽微な盛土の場合
- ③その他、埋蔵文化財に掘削・影響が及ばないと思われる場合。

- 2 発掘調査の費用は、原因となる土木工事業の性質により、負担者が異なります。
 - 個人住宅、農地改良など個人に起因する事業の場合 →**公費負担**
 - 宅地造成、分譲住宅、アパート・マンション建設など →**事業者負担**
(別途お尋ねください)
- 3 発掘調査の期間と費用は、調査面積、遺構・遺物の密度、土地や気象条件で大きく異なります。
- 4 発掘調査は、教育委員会の体制や土地条件（湧水期など）によってはすぐに着手できない場合があります。
- 5 発掘調査の方法・順序は次のとおりです。



①発掘調査の対象は予定土木工事箇所であるため、その範囲を重機で遺跡面まで掘り下げます（図2）。

②遺跡面まで掘り下げた後、さらに住居跡などの遺構を人力で掘削します。遺構の深さは様々で、遺跡面より1 m以上深くなる遺構もあります。

③遺構・遺物を採取、記録した後、重機で再度埋め戻して調査を終了します。この際、地表面の圧縮が生じることがあります（地盤沈下ではありません）。

- 6 発掘調査終了後は、当初計画どおり土木工事を進めていただくことができます。